■外国証券情報■

更新日(年次)：2026/3/9
更新日(部分)：2026/10/6

ティッカー:ON

1. 発行者情報

(1)名称	ON SEMICONDUCTOR CORPORATION
(カタカナ)	オン　セミコンダクター
(2)本店所在地	5701 N. Pima Road, Scottsdale, AZ 85250, USA
(3)①設立の準拠法	米国デラウェア州会社法　②法的地位 株式会社　③設立年 2000年
(4)決算期	12月
(5)発行済株式数	624,962,201　株　(2025/12/31時点)
(6)事業内容	半導体メーカー。電力管理、センサーのほか、アナログ、ロジックデバイスなどを手がける。

(7)経理の概要　詳細は年次報告書(※)を参照のこと。

		2025/12		2024/12
総資産額	(USD)	12,524,100,000	(USD)	14,089,800,000
負債額	(USD)	4,832,200,000	(USD)	5,275,300,000
株主資本額	(USD)	7,673,300,000	(USD)	8,796,400,000

＊1.(3)③設立年の情報源：発行者が米国企業の場合、登記されている州の公式HP。欧州各国企業の場合、年次報告書や企業HPなど。

2. 証券情報

(1)株式の種類及び名称　普通株式
(2)①発行地　米国
②上場している外国の金融商品取引所
(出典：年次報告書)
ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット

〈チャート〉



(3)株価の推移　〈チャート〉を参照のこと。
2025/1/1～2025/12/31

年間最高値	(USD)	67.000
年間最安値	(USD)	31.040

＊「株価の推移」および「株価チャート」は、株式分割等の権利調整後の値。

(4)業績推移		2025/12		2024/12
売上高	(USD)	5,995,400,000	(USD)	7,082,300,000
当期純利益	(USD)	121,000,000	(USD)	1,572,800,000
株主資本額	(USD)	7,673,300,000	(USD)	8,796,400,000

(5)1株当たり情報		2025/12		2024/12
1株当たり純利益(基本)	(USD)	0.29	(USD)	3.68
1株当たり純利益(希薄後)	(USD)	0.29	(USD)	3.63
1株当たり配当額	(USD)	0	(USD)	0

＊2.(5) 1株当たり配当額：会計年度に係る配当額として提案された数値が年次報告書に記されている場合には、その金額を記載。記されていない場合には会計年度中に支払われた金額を記載。

■備考

〈通貨単位〉USD:米ドル　〈会計基準〉米国会計基準
(※) 年次報告書 https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1097864/000109786426000006/on-20251231.htm

≪ご留意いただきたい事項≫
(注1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
(注2) 外国証券は、国内の金融商品取引所に上場されている場合、又は募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。
(注3) 本資料は年次報告書、目論見書などに基づいて作成したものであるため、記載された決算期が直近に終了した決算期より古い場合や、年次報告書、目論見書などで開示された後の決算数字修正や直近の株式分割等を反映していない場合がありますので、ご了承ください。また本資料には、年次報告書、目論見書などに記載されている、主たる上場取引所以外の他の取引所への上場の状況が原則として記載されます。この場合、実際には他の取引所に上場されているものであっても、年次報告書、目論見書などに記載がされていなければ、注記されないことがあります。
(注4) 株価（価格）の推移の記載のあるものは、特に注記のない限り、原則として本資料作成の対象となる会計年度の期間を対象としています。株式分割、株式併合、または資本の増減があった場合には、それ以前の株価を遡及修正しています。

Copyright(C)2026,Ashu Research Inc. All Rights Reserved.

作成日：2026/10/6

3.投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の発生（※）

＜ティッカー＞　ON

＜会社名＞　ON SEMICONDUCTOR CORPORATION

＜証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項に該当する事実の発生＞

重要事実：買収契約の修正

（１）　内容

オン セミコンダクター（以下、オンセミ）とシナプティクスは2026年10月1日、両社間で同年6月25日に締結された買収契約を修正し、買収条件を変更したと発表した。

2026年6月25日付の契約では、シナプティクスの発行済み普通株式は1株につきオンセミの普通株式1.35株を受け取る権利に交換されるとのことであった（総額は約70億米ドル）。今回の修正済み契約によると、シナプティクスの発行済み普通株式は1株につき123米ドルの現金を受け取る権利に交換される（総額は約57億米ドル）。

買収手続き完了のためには、シナプティクスの株主や規制当局からの承認を得ることなど、慣習的な完了条件を満たすことが必要で、2027年半ばまでに完了する見込みである。

（２）　シナプティクス（ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット上場、ティッカー SYNA）の概要

本店所在地：　1109 McKay Drive, San Jose, California 95131, USA

事業内容：　エッジAI、物理AI、ワイヤレス接続、ヒューマンインターフェース技術向けに半導体・ソフトウェアを設計・開発するファブレス半導体メーカー。

発行済株式数：　72.4　（百万株）

総資産額：　2,102　（百万米ドル）

負債額：　1,172.5（百万米ドル）

株主資本額：　929.5　（百万米ドル）

純売上高：　1,197.2（百万米ドル）

当期純利益：　-490.8　（百万米ドル）

※2026年6月27日時点のデータ（年次報告書から）

●参考資料

（2026年10月1日付公告から）

https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1097864/000114036126038294/ef20083030_ex99-1.htm

https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1097864/000114036126038294/ef20083030_8k.htm

（※）本書面は、金融商品取引法第27条の32の2第2項および証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項が定める「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の発生」をお知らせするものです。

Copyright(C) 2026, Ashu Research Inc. All Rights Reserved.

作成日：2026/6/30

3.投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の発生（※）

＜ティッカー＞　ON

＜会社名＞　ON SEMICONDUCTOR CORPORATION

＜証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項に該当する事実の発生＞

重要事実：買収

（１）　内容

オン セミコンダクター（以下、オンセミ）とシナプティクスは2026年6月25日、オンセミがシナプティクスを株式交換方式で買収することで最終的な合意に至ったと発表した。

公表資料によると、シナプティクスの企業価値は約70億米ドルと算出されており、シナプティクスの発行済み普通株式は1株につきオンセミの普通株式1.35株を受け取る権利に交換される。

買収計画については両社の取締役会が承認済みであるが、手続き完了のためには、シナプティクスの株主や規制当局からの承認を得ることなど、慣習的な完了条件を満たすことが必要で、2027年半ばに完了する見込みである。完了後、シナプティクスの普通株式はナスダックから上場廃止になる。

（２）　シナプティクス（ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット上場、ティッカー SYNA）の概要

本店所在地：	1109 McKay Drive, San Jose, California 95131, USA	
事業内容：	PC、スマートフォン、IoT機器向けの半導体の設計・開発・販売を手がけるファブレス半導体メーカー。	
発行済株式数：	70.6	（百万株）
総資産額：	2,584.4	（百万米ドル）
負債額：	1,189.5	（百万米ドル）
株主資本額：	1,394.9	（百万米ドル）
純売上高：	1,074.3	（百万米ドル）
当期純利益：	-47.8	（百万米ドル）

※2025年6月28日時点のデータ（年次報告書から）

●参考資料

（2026年6月25日付公告から）

https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1097864/000114036126026395/ef20076747_ex99-1.htm

https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1097864/000114036126026395/ef20076747_8k.htm

（※）本書面は、金融商品取引法第27条の32の2第2項および証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項が定める「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の発生」をお知らせするものです。

Copyright(C) 2026, Ashu Research Inc. All Rights Reserved.